

月刊 SMCNEWS 2026. 8月

Support Management Consultants

SMC代表の

よもやま話

金利1%

一般社団法人SMCホールディングス:代表理事
SMC税理士法人:代表社員

西川 正起

日本銀行が**政策金利1%に引き上げました**。
物価高が続いていること。海外の金利が高く、日本も金利を上げないと円安が進むための選択です。

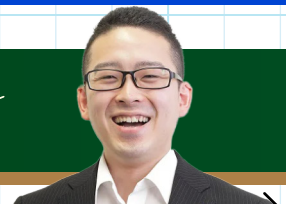
私は住宅ローンの固定10年（三井住友信託銀行の5%）で契約していますが、ちょうど10年終わりのお電話と金利変更のお知らせが来ました。**変動0.95%、固定2%後半**。高い、、、です

ね。ちなみに3000万を30年で借りた場合に
0.5%の返済額は3231万、0.95%は3451万の返済、3.0%は4553万の返済です。

建築価格も値上がりしてます。住宅ローン控除も0.7%に下がりました。給与は上がってますが、累進課税が効いてしまい、手取りの上がり幅は低いです。**ますます家の購入が難しくなりそうです**。



若手税理士の税金教室



個人事業主の青色特別控除が75万円になりお得に!?

著者

SMC税理士法人:代表社員
多治見事務所:代表
長縄 龍哉

令和8年度税制改正により、青色申告特別控除が見直され、一定の要件を満たした個人事業主は、令和9年分（2027年分）の所得税から**最大75万円の控除を受けられるようになります**。

「控除額が10万円増えるなら、ぜひ75万円控除を受けたい」と思われる方も多いでしょう。しかし、75万円控除を受けるためには、従来の複式簿記やe-Taxによる申告に加え、「**優良な電子帳簿**」の保存という**新たな要件を満たす**必要があります。

この「優良な電子帳簿」は、**単に会計ソフトを導入すればよいというものではありません**。帳簿の訂正・削除履歴の管理や、一定の保存要件を満たすなど、**継続した運用が求められます**。

そのため、控除額だけを目的に導入すると、ご自身の事務負担が大きくなっていくケースも考えられます。もちろん、すでに電子帳簿で適切に管理している方にとっては、大きなメリットがある改正です。

一方で、「10万円控除額が増えるから」という理由だけで無理

に対応することが最善とは限りません。

制度改正は、**控除額だけで判断するのではなく、自社の業務負担や運用体制まで含めて検討することが大切です**。また、75万円控除は**税理士に頼んでいるだけでは受けることができません**。

もし適用を考えている方は、優良な電子帳簿の要件を確認し、事前の届出を行いましょう。



優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存により
75万円の青色申告特別控除を適用しましょう!



電子帳簿等保存制度を活用して、
デジタル化をさらに進めてみませんか?



中小企業の

利益とお金に

まつわる



銀行の「AI行員時代」到来！ 融資を引き出すための対応策

著者

株式会社SMC総研
代表取締役

小川 弘郎

地方銀行をはじめ、金融機関で「AI行員」を導入する動きが加速しています。新聞報道によると、北国FHDが2030年までに2000人分の業務をAIで代替させる計画や、千葉銀行やしずおかFGが融資判断の支援にAIを活用する方針を打ち出しています。

銀行の狙いは単純な人員削減ではなく、データ分析などの事務作業をAIに任せ、浮いた人員を中小企業の経営支援など「**対面コンサルティング業務**」へシフトさせることにあります。

では、この「AI行員時代」に中小企業はどう対応すべきでしょうか。AIは基本的に、提供された客観的な情報（データ）から判断を下します。そのため、これからの時代は「**どれだけ融資審査や稟議に使える資料を企業側から提出できるか**」がより重要となります。

AIによる評価をクリアするためには、以前のコラムでお伝えした

「月次決算」による正確でタイムリーな試算表の提出は、もはや「最低限の条件」です。これからはそれに加え、**資金繰り予定表**や自社の未来を描く「**経営計画**」など、**その他の経営管理資料の提出が不可欠**となります。**AIには読み取れない社長の熱意や会社の将来ビジョン**を各種資料として明文化し、人間の担当者が「この会社なら融資しても大丈夫だ」と社内稟議を通せる材料を、企業側から積極的に揃えて渡すのです。

AIと人間の銀行員、双方を納得させる資料作りが今後の資金繰りの鍵となります。

SMCグループでは、稟議に直結する「月次決算」の定着や、経営計画などの各種経営管理データの作成をサポートしています。銀行対応にお悩みの方はお気軽にご相談ください。



中小企業の人事戦略講座



Check

高額療養費制度の見直しで医療費はどう変わる？

高額療養費制度とは、医療機関や薬局で支払う**医療費（保険診療分）**が一定額を超えた場合、**その超えた分が払い戻される制度**です。急な入院や手術などで医療費が高額になっても、家計への負担を軽減できる仕組みとして利用されています。

この制度では、自己負担額の上限は年齢や所得に応じて設定されていますが、**2026年8月と2027年8月の2段階で見直し**が予定されています。

特に現役世代の中～高所得者層では、**自己負担額の上限が引き上げられるケース**があり、これまでより医療費負担が増える可能性があります。一方で、**年間の自己負担額にも上限**が設けられるため、長期にわたる治療では負担が一定以上増えにくい仕組みとなります。

また、上限額は年収だけで決まるのではなく、**健康保険の「標準報酬月額」によって区分**されます。同じ年収帯でも標準報酬

月額が異なれば、適用される自己負担額が変わる場合があるため注意が必要です。

制度改正後は、**ご自身がどの所得区分に該当するのかを確認**し、万が一の医療費負担を把握しておくことが大切です。医療保険や貯蓄なども含めて、将来に備えた資金計画を見直すきっかけにするとよいでしょう。

見直しのポイント

改正時期 2026年8月・2027年8月

主な変更 所得区分ごとの**自己負担上限額**を見直し

備えておきたいこと 所得区分を確認し、**医療費に備える**

気になる

相続トピックス

便利な新制度！ 所有不動産記録証明制度

著者

SMC税理士法人:代表社員
中津川事務所:代表
岡本 英樹



不動産の相続を巡る「困った」を解決する、新しい仕組みが始まりました。法務省は、特定の人が全国に所有する土地や建物の情報を一括でリスト化し、証明書として発行する「**所有不動産記録証明制度**」の運用を開始しました。

相続人が困らないよう生前から準備しておくことが大切ですが、実際の現場では「亡くなった親の不動産が後から見つかった」「権利書がなく正確な所在地すら分からない」といったトラブルが少なくありません。これまでは、心当たりのある自治体ごとに書類を請求するなど調査に膨大な手間と時間がかかっていました。しかし新制度の導入により、**法務局へ一括で申請すれば全国の所有不動産を網羅したリストが手に入り、把握していなかった土地も簡単に見つけられるようになります。**

背景にあるのは、所有者が分からない土地が増加し社会問題化している現状です。相続登記が義務化される中、国はこの

制度によって**相続人の負担を大幅に減らし、登記漏れや所有者不明土地の発生を防ぎたい**考えです。

なお、証明書を請求できるのは本人や相続人などに限られており、プライバシーへの対策も取られています。**相続手続きのストレスを減らし、大切な遺産をスムーズに引き継ぐための頼もしいツールとして期待されています。**

💡 新制度で、**全国の不動産を一括で確認**できます！💡



マーケティング思考の筋トレ

「そんなつもりじゃなかった」が命取り。画像・著作権トラブル

著者

株式会社SMCマーケティング
代表取締役
吉本 昌史



WebサイトやSNSの運営で「ネットの画像をそのまま使う」「無料素材だからと確認せずチラシに印刷する」といった行動は非常に危険です。「**悪気はなかった**」では**決して済まされない**のが、ネット上の「著作権」の世界。ある日突然、法律事務所から「**数十万円の損害賠償請求**」が届き、青ざめる企業が後を絶ちません。

特に陥りがちなのが、**無料素材サイトの「規約違反」**です。**個人利用は無料でも商用利用は有料**であったり、印刷物への使用はNGといった制限の見落としが多発しています。また、お客様の声を紹介したいからと無許可でSNS画面をスクリーンショットして自社サイトに掲載することや、**Google画像検索からの無断転載**も、重大なリスクを伴う行為です。

こうしたリスクを防ぐには、**必ず最新の利用規約を原文で確認**し、画像の提供元や規約内容を社内に記録・保管すること。そして「**迷ったら使わない**」というリスク管理が不可欠です。

企業の信頼を守りつつ、効果的なマーケティングを展開するには、**正しい知識に基づく「守り」が大前提**となります。とはいえ、日々の業務の中で複雑な著作権をチェックし続けるのは容易ではありません。

安全で効果的なWeb運用をお望みなら、ぜひSMCマーケティングにご相談ください。安全な情報発信とビジネスの成長をサポートいたします。

👉 画像を使う前に 👈



🛡️ 正しい知識と確認で、企業の信頼とリスクを守りましょう！💡